

熊本県公報

第 1 1 4 8 2 号
平成 18 年 11 月 20 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(大道加入区).....(団体支援総室)	1
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護).....(高齢者支援総室)	1
○" (介護予防訪問介護).....(")	2
○" (通所介護).....(")	2
○" (介護予防通所介護).....(")	2
○指定居宅介護支援事業所の指定.....(")	2
○兼用工作物管理協定の締結.....(河川課)	2
○".....(")	3
○".....(")	3
○".....(")	4
○".....(")	4
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生.....(畜産課)	4
○".....(")	5
公 告	
○開発行為工事完了.....(建築課)	5
○".....(")	5
登 載 依 頼	
○平成 19 年度県立特殊教育諸学校高等部及び幼稚部募集定員.....(高校教育課)	5

告 示

熊本県告示第 1160 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
大道加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
上天草市龍ヶ岳町大道 983 番地の 8 森 富夫
上天草市龍ヶ岳町大道 2570 番地 川端用吉
上天草市龍ヶ岳町大道 1054 番地の 1 浦中晋治
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
大道漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 11 月 20 日から平成 18 年 12 月 4 日まで
- 5 縦覧場所
大道漁業協同組合

熊本県告示第 1161 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護さとかつぎ 熊本市南高江二丁目 6 番 41 号	特定非営利活動法人さとかつぎ	平成 18 年 11 月 7 日

熊本県告示第 1162 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護さとかつぎ 熊本市南高江二丁目 6 番 41 号	特定非営利活動法人さとかつぎ	平成 18 年 11 月 7 日

熊本県告示第 1163 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターさくら湯 八代市日奈久下西町字大正町 554 番地 6	社会福祉法人敬愛会	平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1164 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターさくら湯 八代市日奈久下西町字大正町 554 番地 6	社会福祉法人敬愛会	平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1165 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
夢見草 宇土市門内町 52 番地	株式会社ウエルフェア	平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1166 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字広崎字水待 242 番地 2 地先から上益城郡益城町大字広崎字水待 347 番地地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 住永幸三郎
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物そ

- の他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成 18 年 11 月 6 日から道路の存続する日まで

熊本県告示第 1167 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字広崎字大友 719 番地 1 地先から上益城郡益城町大字広崎字居屋敷 572 番地 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 住永幸三郎
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成 18 年 11 月 6 日から道路の存続する日まで

熊本県告示第 1168 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字馬水字上野添 856 番地 3 地先から上益城郡益城町大字馬水字上野添 862 番地 2 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 住永幸三郎
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成 18 年 11 月 6 日から道路の存続する日まで

熊本県告示第 1169 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。
その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字広崎字居屋敷 570 番地 2 地先から上益城郡益城町大字惣領字下竹之下 973 番地 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 住永幸三郎
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成 18 年 11 月 6 日から道路の存続する日まで

熊本県告示第 1170 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。
その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系岩戸川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
岩戸川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字砥川字三十六 382 番地 1 地先から上益城郡益城町大字砥川字西郡 711 番地 5 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 住永幸三郎
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成 18 年 11 月 6 日から道路の存続する日まで

熊本県告示第 1171 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 18 年 11 月 6 日	菊池市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 1172 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 18 年 11 月 7 日	球磨郡	1 戸 7 頭	乳用牛

公 告**熊本県公告第 830 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷 92 番 2 及び同 93 番 1
460.45 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下益城郡美里町萱野 289 番地
田中 一英

熊本県公告第 831 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字宗曾利 948 番 1
446.71 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字安永 673 番 2
中尾 和也
上益城郡益城町大字安永 673 番 2
中尾 秀美

登 載 依 頼**熊本県教育委員会告示第 23 号**

熊本県立特殊教育学校学則（昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 2 項の規定により、平成 19 年度の県立特殊教育諸学校高等部等の募集定員を次のように定める。

平成 18 年 11 月 20 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

平成 19 年度県立特殊教育諸学校高等部及び幼稚部募集定員

(高等部)

障害種	学校名	科・専科	学 科	学級数	募集定員
視覚障害	盲学校	本 科	普通科	1	8
			保健理療科	1	8
		専攻科	理 療 科	1	10
			保健理療科	1	10
聴覚障害	熊本聾学校	本 科	普通科一般	1	8
			産業工芸科	1	8
			理 容 科	1	8
		専攻科	工 芸 科	1	8
			理 容 科	1	8
知的障害	ひのくに高等養護学校	本 科	園 芸 科	1	32 (くり募集)
			工 芸 科	1	
			クレーン科	1	
			窯 業 科	1	
	熊本養護学校	本 科	普通科一般	2	20
			普通科重複	2	6
			普通科訪問	2	6
	松橋西養護学校	本 科	普通科一般	2	20
			普通科重複	1	3
	荒尾養護学校	本 科	普通科一般	2	20
	大津養護学校	本 科	普通科一般	2	20
			普通科重複	1	3
	菊池養護学校	本 科	普通科一般	2	20
	球磨養護学校	本 科	普通科一般	1	10
			普通科重複	1	3
			普通科訪問		2
	天草養護学校	本 科	普通科一般	1	10
普通科重複			1	3	
普通科訪問					
小国養護学校	本 科	普通科一般	1	10	
		普通科重複	1	3	
肢体不自由	松橋養護学校	本 科	普通科一般	1	8
			普通科重複	2	6
			普通科訪問		2
	芦北養護学校	本 科	普通科重複	1	3
			普通科訪問		1
苓北養護学校	本 科	普通科重複	1	3	
病弱	黒石原養護学校	本 科	普通科一般	2	16
			普通科重複	1	3

(幼稚部)

障害種	学校名	年 齢	学級数	募集定員
視覚障害	盲学校	3歳~5歳児	1	若干名
聴覚障害	熊本聾学校	3歳児	1	6
		4歳児	1	若干名
		5歳児	1	若干名
肢体不自由	松橋東養護学校	3歳児	1	6
		4歳児	1	若干名
		5歳児	1	若干名